

マイナ保険証をお持ちの方へ 「資格情報のお知らせ」を送付します

お手元にある国民健康保険の被保険者証(保険証)は、令和7年7月31日に有効期限を迎えます。

8月1日以降、マイナ保険証(健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード)をお持ちの方は、マイナ保険証を使って医療機関を受診してください。

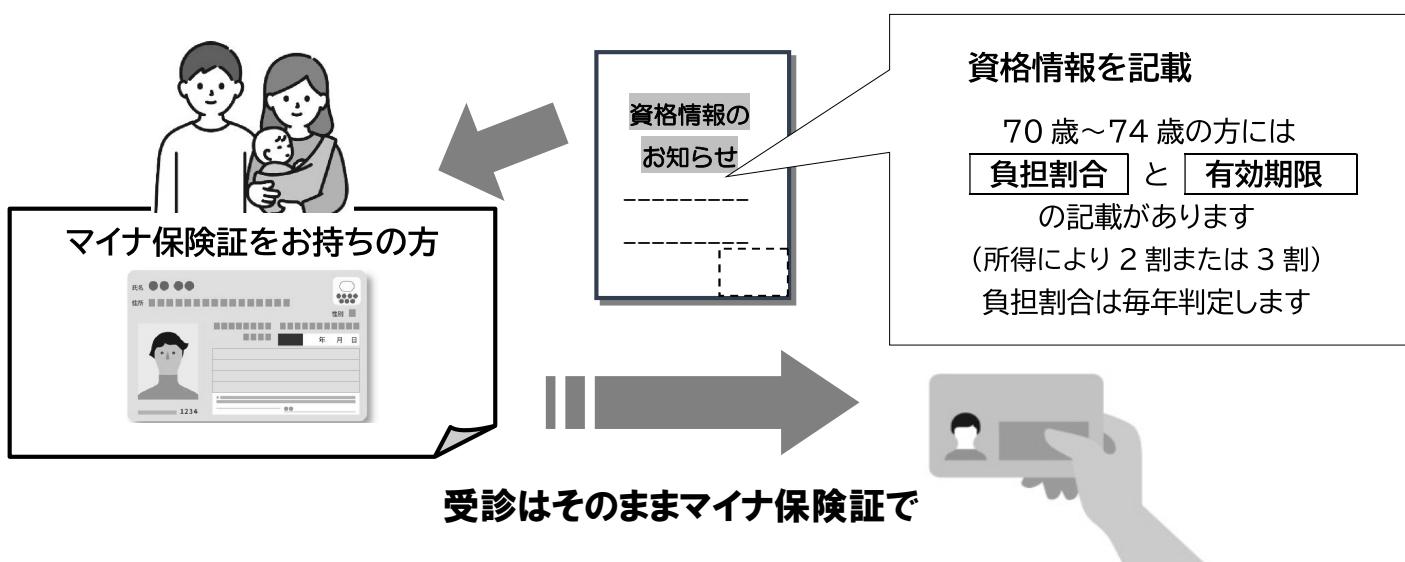
今回送付する『資格情報のお知らせ』は、氏名、被保険者記号・番号、適用開始年月日(資格取得日)などが記載されていますので、ご自身の資格情報をご確認ください。

この『資格情報のお知らせ』は、マイナ保険証をお持ちの方(※)へお送りするもので、世帯内の方の分をまとめて送付しています。

なお、同じ世帯の方で、マイナ保険証をお持ちでない方には、『資格確認書』を別に送付します。

また、後期高齢者医療制度の加入者には、『資格確認書』を別便でお送りします。

※令和7年5月末時点でのマイナ保険証登録状況によりお送りしています。



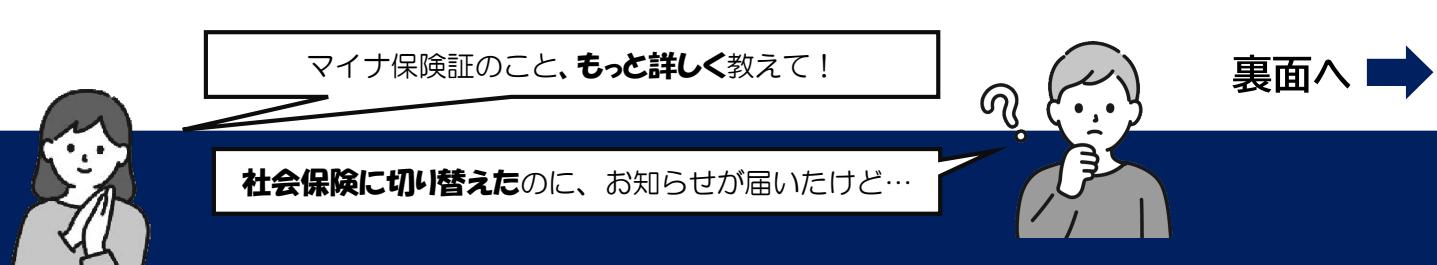
今回送付したもの

- ①資格情報のお知らせ ②ジェネリック医薬品希望シール ③国保ガイドブック ④健康診査のご案内

医療機関窓口でマイナ保険証が読み取れなかったときには、マイナ保険証と『資格情報のお知らせ』を併せて提示することで、保険診療が受けられます(スマートフォンでマイナポータル内の「健康保険証」の画面を表示し、マイナ保険証と併せて提示する方法でも保険診療が受けられます)。

『資格情報のお知らせ』だけでは、医療機関で保険診療は受けられません。

お手元にある有効期限の切れた被保険者証・資格確認書は、保険年金課または各市民活動センターへ返却するか、ハサミ等で裁断し、自宅で処分してください。



Q. 受診時にはマイナ保険証を使っています。

『資格情報のお知らせ』は、ずっと持っていないといけないのでしょうか？

A. 『資格情報のお知らせ』は、大切に保管していただくようお願いします。



『資格情報のお知らせ』は、マイナ保険証をお持ちの方が、ご自身の資格情報を簡易に確認できるよう交付されるもので、70歳未満の方には今回ののみ(※)、70歳から74歳までの方には毎年発行となります。

また、医療機関でマイナ保険証が使えない場合には、マイナ保険証と『資格情報のお知らせ』を併せて提示することで受診できるという役割もあります。

なお、『資格情報のお知らせ』を紛失、破損してしまった場合は、再発行できます。

※70歳未満の方でも、資格情報に変更があった場合は、改めて交付されます。

Q. マイナ保険証の利用登録をしましたが、解除したいです。解除はできますか？

A. 解除できます。



マイナ保険証をお持ちの方が、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を希望する場合は、東松山市保険年金課に申請してください。

Q. マイナ保険証を持っているのですが、資格確認書も手元に持つておきたいです。

発行できますか？

A. マイナ保険証をお持ちの方には、原則として資格確認書は交付できません。

ただし、マイナ保険証での受診が困難な方は、申請により資格確認書の交付が受けられます。



医療機関等の受診時に介助が必要な次の方については、資格確認書の交付を申請できます。申請方法は東松山市ホームページをご覧いただくか、保険年金課へお問い合わせください。
【東松山市ホームページ「介助 資格確認書」で検索】

対象者

- | | | |
|-----|------------------|-------------------|
| 対象者 | ①要介護認定を受けている方 | ②障害者手帳の交付を受けている方 |
| | ③成年後見人の支援を受けている方 | ④その他個別事情のある方(要相談) |

社会保険に加入したときは 国民健康保険の脱退手続きを

社会保険など他保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

次の書類をご用意のうえ、保険年金課で脱退の届出をおこなってください。

なお、75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は手続きは不要です。

①新しく加入した健康保険から交付された次のいずれか

(資格情報のお知らせ・資格確認書・資格証明書)

②使わなくなった国民健康保険の『資格確認書』(お持ちの方)

③マイナンバーカード(お持ちの方)

70歳・75歳になる方へのお知らせ

令和8年7月31日までに70歳になる方は、誕生日の翌月1日(誕生日が1日の方は当月)から所得等の状況に応じて、医療費の2割または3割を負担することになります。誕生日月の20日頃に負担割合を記載した『資格情報のお知らせ』を送付します(マイナ保険証をお持ちでない方には『資格確認書』を送付します)。

令和8年7月31日までに75歳になる方は、誕生日当日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため、有効期限が誕生日前日となります。誕生日までに埼玉県後期高齢者医療広域連合から『資格確認書』が送られてきますので、ご自身での手続きは不要です(令和8年7月31日までに75歳になる方には、マイナ保険証の有無に関わらず『資格確認書』が交付されます)。